

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成21年7月31日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成22年1月7日

京都市長 門川大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）京都ヨドバシビル

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町590番地の2外

2 意見の概要

- （1）七条通に渋滞が発生した場合は、速やかに車両出入口を封鎖し、渋滞緩和に努めること。
- （2）烏丸通側に車両出入口を設け、七条通及び室町通の渋滞緩和に努めること。
これが不可能な場合は、他の駐車場からシャトルバスにて来客させること。
- （3）七条通からの車の出入通路の新設に反対する。
- （4）七条通及び烏丸通の車両出入口は左折のみで入出すること。
- （5）七条通の車両出入口をアーチ式の車両通行法とし、飛び地A、飛び地B間及び飛び地B、店舗敷地間の道路における住民の往来を妨げないこと。
- （6）木津屋橋通やその1本北の道路には車両を通さないでほしい。新町通に交通整理員を配置する計画が反故にされないか疑念を持っている。

- (7) 木津屋橋通周辺道路は住宅街が混在し、道路幅員も狭小なので、来客車両の出入口を七条通に一本化するべき。
- (8) 木津屋橋通の敷地セットバックは、車道との分離を明確にすること。
- (9) 従業員の通勤に車両を使用しないよう遵守すること。
- (10) ヨドバシカメラは、京都市の「歩行者優先憲章」に反して、車で集客する計画を進めている。
- (11) 店舗内の自動車通路を来客者の滞留スペースに使用するのは、非常に危険である。
- (12) 旧近鉄百貨店京都店程度の駐車台数に減らすこと。
- (13) 車両の騒音等の関係から、テナントを含めた営業時間と駐車場の利用時間を午前9時頃から午後10時までとすること。
- (14) 営業時間を午前9時半頃から午後9時頃までに短縮すること。
- (15) 来客用駐車場の利用時間を午前9時から午後9時までにするなど心ある対応をすること。
- (16) ヨドバシカメラの営業時間が延びることにより、今より住環境が悪化しないか心配である。
- (17) 交通調査と生活環境調査について、住民サイドに立った配慮がされていない。
- (18) 今日までの説明でヨドバシカメラの担当者が出席していないので、今後、住民感情を無視した姿勢を取られないか不信を抱いている。
- (19) 大店立地法の説明会から後に、一切の説明を受けていない。
- (20) 誠意を持って対応すると言うだけで、何ら具体的な説明がない。

3 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成22年1月7日(木)から平成22年2月8日(月)まで(日曜日,土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお,上記2の意見の概要は,法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく,提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)